

誰もが安心して働き、暮らすために職場に労働組合を！

2016年12月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2016年12月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

2016年12月の相談者数は70人で先月（70人）と同数、前年同月（69人）と、ほぼ同数です。

相談項目数については、101件、一人あたり1.44件となっており、前年同月（111件）より若干減少しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2016年12月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

男性46人（65.7%）、女性24人（34.3%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員41人（58.6%）、社員以外29人（41.4%）となっています。

社員以外では、パートが11人（15.7%）、臨時9人（12.9%）、契約6人（8.6%）、嘱託1人（1.4%）、季節1人（1.4%）、派遣1人（1.4%）です。

今回の相談者は正規労働者数が非正規労働者数を上回り、男性労働者の相談数は、女性労働者を上回っています。

3) 業種別相談者数について

「資料2. 2016年12月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は、「小売業・飲食店」16人（22.8%）、「医療・福祉」16人（22.8%）、「その他サービス業」10人（14.3%）、「製造業」5人（7.1%）、「陸運・倉庫業」5人（7.1%）、今月も小売業・飲食店関係と医療・福祉関係の労働者からの相談が増えています。

4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2016年12月 相談件数（業種別）より」

主相談項目別相談件数では全体で101件です。「賃金関係」26件、「労働時間関係」18件、「労働契約関係」15件、「雇用関係」10件、「差別等」10件、「退職関係」8件と続いています。

今回は、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少し、残業代の未払いに関

する相談、年次有給休暇に関する相談、就業規則、雇用契約に関する相談が増えているのが特徴です。

5) 違法率について

「資料 4. 2016 年 12 月 違法件数（業種別）より」

相談項目数のうち、違法件数 68 件、違反率は 67.3%で、前月より増加しています。今回は、残業代の未払い、年次有給休暇の取得に関して、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えています。

「賃金関係」22 件、「労働契約関係」11 件、「労働時間関係」10 件、「雇用関係」10 件、「差別等」7 件と続きます。

2. 12 月の雇用情勢

今回は、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少しているものの、就業規則、雇用契約に関する相談、残業代の未払いに関する相談が増えているのが特徴です。

労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えています。時間外手当の未払い、年次有給休暇（年休）が取得出来ないなどの労働基準法違反も相変わらず多い実態があります。

パート労働者などは、自分たちに年休の権利はないと思い込んでいることがあります。使用者も年休について労働者に周知しないこともあって、せっかくの権利がはたせない状態となっています。

労働者を保護するために、いろいろな労働法があります。労働法について、すこしでも知識をつけていくことが、自分たちの権利を守ることになります。

労働基準法第 2 条では「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」、労働契約法第 3 条でも「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものである」と定めています。

このように法律では、対等の立場において労働条件を決めることになっていますが、使われる立場ということで実際には力関係において、不利な条件を押し付けられるなど個人の労働者にとって極めて不利な状態となっています。

労働組合のない職場では、労働者と会社側が、労働条件や職場環境などを対等に話し合っただけで決める場面がありません。

その結果として、不当な解雇、賃金の未払い、労働条件の一方的な不利益変更、パワハラなど、様々な問題が日常的に起きています。

職場に労働組合をつくることによって、会社と労働者との個別の労使関係ではなく、会社と労働者の代表とが話し合うことで、労使が対等な立場で物事を決めることが可能となります。

誰もが安心して働き、暮らすためには労働組合が不可欠です。

労働組合をつくることは、難しいことではありません。労働組合結成には、当さっぽろ労働相談センターが責任をもってお手伝いをいたします。

一人でも誰でも加入できる個人加盟の労働組合もあります。

会社に対する不安、不満、問題が発生したときに一人では解決は難しいことと思っても、あきらめないで、自分のみで判断するのではなく、必ず当さっぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

【項目別参考資料】

「資料1. 2016年12月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

「資料2. 2016年12月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

「資料3. 2016年12月 相談件数（業種別）より」

「資料4. 2016年12月 違法件数（業種別）より」